

(参考資料3) 電力・ガス取引監視等委員会の建議など(令和4年9月～令和5年3月)

<勧告・建議>

	令和4年9月 ～令和5年3月	
	件数	内訳
事業者勧告 【第66条の12第1項】	1	・中国電力に対する業務改善勧告(燃料消費抑制を目的としたスポット市場での高値買い)
大臣勧告 【第66条の13第1項】	1	・一般送配電事業者の情報漏えい事案に関する、経済産業大臣への勧告
建議 【第66条の14第1項】	2	・小売電気事業に関する制度的措置の建議 ・「需給調整市場ガイドライン」の改定に関する建議

<経済産業大臣からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	令和4年9月 ～令和5年3月
小売電気事業登録 【第2条の2】	10
小売登録の取消し 【第2条の9】	0
小売供給登録 【第27条の15】	2
特定供給の許可 【第27条の30第1項】	0
卸電力取引所業務規程変更認可 【第99条第1項】	2
卸電力取引所事業計画・収支予算認可 【第99条の6】	1
離島供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第21条第2項ただし書】	58

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更認可 【第 28 条の 46 第 1 項】	0
電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】	0
電力広域的運営推進機関の予算及び 事業計画の認可 【第 28 条の 48】	1
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 49】	0
供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】	1
特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	78
レベニューキャップ制度の導入に伴う 特定小売供給約款の変更の届出 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 19 条第 5 項、 第 2 弾改正法附則第 18 条第 7 項】	6 (※ 1)
特定小売供給約款の変更の認可 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 1 項】	7
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】	28
最終保障供給約款の変更の届出 【第 20 条第 1 項】	0 (※ 1)
託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】	74
原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】	1 (※ 1)
託送供給等に係る収入の見通しの承認 【第 17 条の 2 第 1 項】	10
一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項】	10 (※ 1)

託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条 1 項】	10
託送供給等約款の変更の認可の取消し 【第 18 条 1 項】	0
再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請 【再エネ特措法第 18 条第 2 項ただし書】	20

(2) ガス

	令和 4 年 9 月 ～令和 5 年 3 月
ガス小売事業登録 【第 3 条】	0
ガス小売事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	32
指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項によりなおその効力を有する旧法第 20 条但し書】	14
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第 40 条第 1 項】	39
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域等の指定の解除 【第 2 弾改正法附則第 22 条第 2 項】	2 (うち 1 (※ 1))
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域の変更許可 【第 2 弾改正法附則第 23 条第 1 項】	7
原価算定期間又は原資算定期間終了後に 経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 1 項】	1 (※ 1)
託送供給約款の変更認可 【第 48 条第 2 項】	1
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況 の事後評価 【第 49 条第 3 項、第 50 条第 1 項、第 76 条第 4 項及び第 77 条第 3 項】	1 (※ 1)

託送供給約款以外の供給条件の認可 【第 48 条第 3 項ただし書】	22
一般ガス導管事業者たる法人の分割の認可 【第 42 条第 2 項】	0

(3) 熱

	令和 4 年 9 月 ～令和 5 年 3 月
熱供給事業登録 【第 3 条】	0
熱供給事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	2

<地方経済産業局長等からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	令和 4 年 9 月 ～令和 5 年 3 月
特定供給の許可 【第 27 条の 31 第 1 項】	13 (※ 2)

(2) ガス

	令和 4 年 9 月 ～令和 5 年 3 月
ガス小売事業者の登録 【第 3 条】	2 (※ 2)
ガス小売事業の変更登録 【第 7 条第 1 項】	24 (※ 2)
指定旧供給区域等小売供給約款以外の特例認可 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項、旧ガス事業法第 20 条ただし書】	2
指定旧供給区域等の変更の許可 【第 3 弾法附則第 23 条第 1 項】	0
指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可 【第 3 弾法附則第 24 条第 1 項】	0
指定旧供給地点の指定解除 【第 3 弾法附則第 28 条第 2 項】	74 (※ 2)

指定旧供給地点小売供給約款以外の特例認可 【第3弾法附則第28条第4項、旧ガス事業法第37条の6第2項ただし書】	42（※2）
指定旧供給地点の変更の許可 【第3弾法附則第29条第1項】	72（※2）
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【第3弾法附則第30条第1項】	18（※2）
一般ガスの託送供給約款の制定不要承認 【第48条第1項ただし書】	10（※2）
託送供給約款の変更認可 【第48条第2項】	1（※2）
託送供給約款の特例認可 【第48条第3項ただし書】	17（※2）
最終保障供給の特例承認 【第51条第2項ただし書】	1
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第76条第1項ただし書】	4（※2）
旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第1項】	1（※2）
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第37条の7第1項が 準用する第10条第2項】	1（※2）
一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】	47（※2）
一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第42条第1項】	0（※2）
一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【第42条第2項】	0（※2）
原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度 行う定期的な評価について	2（※1）

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第 49 条第 3 項及び第 50 条第 1 項】	2 (※ 1)
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第 49 条第 3 項、第 50 条第 1 項、第 76 条第 4 項及び第 77 条第 3 項】	8 (※ 1)

(※ 1) 任意の意見聴取に対して回答している。

(※ 2) 電気事業法に基づく電気の特定期供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許可等のうち、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務の実績について、電力・ガス取引監視等委員会が事務局から報告を受けた内容（令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月までの実績）を記載している。

【注記】

複数件の申請に対し 1 件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。